

令和5年度

監 査 報 告 書

綾部市監査委員

目 次

監査報告（第 1 号）	定期監査		1
監査報告（第 2 号）	随時監査		7
監査報告（第 3 号）	行政監査		10
監査報告（第 4 号）	財政援助団体等監査		14

監査報告（第 1 号）

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

2 監査の目的

綾部市監査基準に基づき、綾部市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に適合し、適正で合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施する。

3 監査の対象

予算事項別事務事業の中から前年度及び当年度における監査対象事項を選定し、次のとおり監査を実施した。

区分	対象部課（局）		対象事項
第 1 回	市長公室	秘書広報課	秘書事務費
			情報発信拡充事業費（コロナ対策分含む。）
		職員課	人事管理費
			職員厚生費
		防災・危機管理課	災害対策費
			災害対策費（Jアラート維持管理費）
	企画総務部	企画政策課	企画調整事務費
			あやべ応援寄附金（ふるさと納税）事業費
		総務課	文書管理費
			市議会議員選挙費
		行政デジタル推進課	庁内情報化推進費
		財政課	財政管理一般事務費
			庁内情報化推進費（新公会計整備）
		税務課	賦課徴収費（経常経費）
			固定資産税基礎資料整備事業費
	消防本部	管理課	常備消防一般事務費（通信機器維持等経費）
			消防団員報酬
第 2 回	市民環境部	市民・国保課	戸籍事務費
			子育て支援医療費支給事業費
		市民協働課	あやバス運行費（コロナ対策費含む。）
			新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費
		人権推進課	男女共同参画促進費
			共同集会所等管理運営費

		環境企画課	住宅用太陽光発電システム設置補助事業費
			家庭向け自立型再生可能エネルギー導入補助事業費
		環境保全課	ごみ収集事業費
			し尿処理事業費
	農林商工部	商工労政課	消費者保護対策費
			黒谷和紙ステップアップ支援事業費
		農政課	多面的機能支払交付事業費
			農地一般事務費
		林政課	林業総務一般事務費（林業施設維持管理費）
			中丹地域有害鳥獣処理施設運営費
	農業委員会事務局		農業委員会運営費
	教育部	学校教育課	遠距離通学等対策費（小学校費）
			体育振興・クラブ活動等対外交流費
		社会教育課	放課後学級運営事業費
			資料館管理運営費
第3回	定住交流部	定住・地域政策課	水源の里活性化事業費
			いきいき地域応援事業費補助金
		観光交流課	観光一般事務費（北近畿広域観光連盟含む。）
			観光振興事業費（モンベルフレンドエリア登録料含む。）
		文化・スポーツ振興課	四都市スポーツ大会費
			体育施設管理費
	建設部	監理課	普通財産管理費
			公有林整備事業費
		建設課	道路等一般維持管理費
			道路等一般維持管理費（すぐやる事業費）
		都市計画課	都市計画総務一般事務費
			綾部駅自由通路管理費
		建築課	住宅維持管理費（公営住宅）
			住宅維持管理費（借上住宅）
	議会事務局		議会運営費
			ライブ中継等拡充事業費
第4回	福祉保健部	社会福祉課	福祉バス運行事業費
			簡易児童遊園整備等事業費
		こども支援課	児童館運営事業費
			民間保育所等補助金交付事業費
		障害者支援課	障害者介護・訓練等給付費
			地域活動支援センター事業費
		高齢者支援課	すこやか住まい改修事業補助金
			清山荘管理運営費

		地域包括支援課	通所介護相当サービス事業費
			訪問介護相当サービス事業費
		保健推進課	子育て世代包括支援センター事業費
			病院事業会計（令和５年度中間決算報告分）
	会計課		会計管理一般事務費
	上下水道部	上水道課	上水道事業会計（令和５年度中間決算報告分）
		下水道課	工業団地水処理センター管理費
			下水道事業会計（令和５年度中間決算報告分）
	監査委員事務局		監査委員一般事務費
３８課（局）			７１事項

4 監査の期間

区 分	実施期間
第1回	令和5年10月2日～令和5年11月16日
第2回	令和5年10月31日～令和5年12月21日
第3回	令和5年12月1日～令和6年1月22日
第4回	令和5年12月27日～令和6年2月16日

5 監査の方法

監査対象事項に係る関係書類の提出を求めて、書類監査を実施するとともに、各所属長に対し聴取を行った。

6 監査の項目

- (1) 収入事務について
- (2) 支出事務について
- (3) 補助金等交付事務について
- (4) 入札・契約事務について
- (5) 財産管理事務について
- (6) 経営に係る事業の管理について（公営企業会計）

7 監査の結果

財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。ただし、次の事項及び表の指摘事項については、所属長に対して改善又は検討の上、適正な事務の執行に努めるよう指導した。

(1) 入札・契約事務

契約書の誤り、仕様書等の添付書類の不備、見積書の確認が不十分なものが散見されたほか、見積合わせにおいて、予定価格決定調書が適正に作成されていないものが多く見受けられた。予定価格決定調書は契約金額に係る重要な書類であるため、工事等の事務処理マニュアル等を確認の上、適正な事務処理を行うよう十分な注意を払われない。

（２）補助金等交付事務

規定等に沿っていない不適切な事務や書類の不備等が散見された。適正な事務の執行に努められるとともに、補助金の効果や検証にも十分な注意を払われたい。

指摘事項	措置状況
（あやべ応援寄附金（ふるさと納税）事業費） 提出期限を過ぎた見積書で見積合わせが行われている。今後は、公正かつ適正な入札・契約事務に努められたい。	（企画政策課） 指摘内容については課内で共有するとともに、今後、業者からの提出時における確認を強化するなど、公正かつ適正な入札・契約事務、再発防止に努めます。
（市議会議員選挙費） 市外在住者に対する出張依頼書が作成されていない。今後は、適切な事務処理に努められたい。	（総務課） 事務処理マニュアル等について再認識し、内容を十分確認の上、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めます。
（市議会議員選挙費） 委託契約書に記載された履行期間の始期に誤りがある。契約書の作成に当たっては、内容を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。	（総務課） 決裁過程において内容を十分確認の上、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めます。
（庁内情報化推進費） 委託契約書に仕様書が綴じ込まれていない。契約書の作成に当たっては、十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。	（行政デジタル推進課） 本件については、業者と調整の上、再度契約書の作成を行うことで対応しました。（11月7日に対応済）なお、収入印紙については、今回必要のない契約内容です。また、袋綴じを行う必要性について再度課内で確認し、適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。
（常備消防一般事務費（通信機器維持等経費）） 委託契約書に仕様書が綴じ込まれていない。契約書の作成に当たっては、十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。	（消防本部管理課） 契約書の作成に当たっては、事務処理要領等の再確認を行い、十分に書類等を確認し、適正な事務処理の徹底に努めます。
（戸籍事務費） 予定価格決定調書の作成日が見積書の発行日以前の日付となっている。今後は、適正な入札・契約事務に努められたい。	（市民国保課） 契約事務にあたっては、事務処理マニュアル等について再認識し、内容を十分確認の上、適正な事務処理の徹底を図ります。また、課内で指摘事項・課題を共有し、チェック体制を強化します。

(あやバス運行費（コロナ対策費含む。）) 資金前渡金の精算に係る証拠書類が保管されていないものがある。今後は適正な書類整備に努められたい。	(市民協働課) 証拠書類については管理を徹底し、適正な書類整備を行います。
(あやバス運行費（コロナ対策費含む。）) 見積書提出依頼を文書で行わず、口頭で依頼しているため、見積書の提出期限が不明瞭になっているものがある。今後は公正かつ適正な入札・契約事務に努められたい。	(市民協働課) 契約事務については、事務処理マニュアル等について再認識し、内容を十分確認の上、適正な事務処理の徹底を図ります。
(ごみ収集事業費) 見積書提出依頼日以前に提出された見積書がある。今後は、公正かつ適正な入札・契約事務に努められたい。	(環境保全課) 指摘のありましたことについては、改めて契約事務のマニュアルに基づく適正な事務の進捗を図るとともに、段階に応じたチェックを行うよう指導を行いました。また、定期監査の結果を課内全職員に周知し、再発防止に細心の注意を払うよう促しました。
(水源の里活性化事業費) 予定価格決定調書が、見積書提出日以前に作成されている。今後は、内容を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。	(定住・地域政策課) 担当課の確認ミスから修正漏れが生じたものである。担当者はもとより決裁過程において内容を十分確認し、改めてチェック体制を強化することで適正な事務処理に努めていくことを確認しました。
(四都市スポーツ大会費) 予定価格決定調書が見積書の発行日以前に作成されているものがある。今後は、内容を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。	(文化・スポーツ振興課) 指摘事項については、課内で課題を共有し、令和5年7月31日付け総務課通知の「監査指摘事項に係る改善策の取組について」にあるマニュアルやチェックシートを活用するなどしてチェックの徹底を図ることを確認しました。今後、適正に事務を処理するよう注意します。
(体育施設管理費) 予定価格決定調書が見積書の発行日以前に作成されているものがある。今後は、内容を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。	
(住宅維持管理費（公営住宅）) 予定価格決定調書が見積書の発行日以前に作成されているものがある。今後は、内容を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。	(建築課) 契約事務に当たっては、事務処理マニュアル等について再認識し、内容を十分確認の上、適正な事務処理の徹底を図ります。
(住宅維持管理費（公営住宅）) 予定価格決定調書の金額の記載が誤っているものがある。今後は、内容を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。	

(福祉バス運行事業費) 予定価格決定調書において予定価格が決定されていない。また、入札結果報告書の予定価格欄には金額が記載されている。今後は、内容を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。	(社会福祉課) 予定価格決定調書の入札予定価格欄に予定価格を記載しました。今後は、契約事務を行う中で、十分に確認を行い適正な事務処理に努めます。
(簡易児童遊園整備等事業費) 委託契約書の条文の引用に誤りがある。今後は、内容を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。	(社会福祉課) 今後は、契約書作成時に引用条項等も十分確認を行い適正な事務処理に努めます。
(地域活動支援センター事業費) 綾部市地域活動支援センター事業利用証について、センターの所在地及び電話番号に誤りがある。今後は、内容を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。	(障害者支援課) 障害福祉システムのパラメータ設定の誤りにより所在地等の表記が要綱に定める利用証と異なっていました。パラメータの設定を見直し、要綱通りの表記ができるように修正しました。
(地域活動支援センター事業費) 委託契約書について、委託する事業の内容や実施方法が不明瞭である。今後は、内容を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。	(障害者支援課) 綾部市地域活動支援センター事業の利用者を送迎する業務を委託することが明確になるよう、契約書を修正しました。
(工業団地水処理センター管理費) 工事請負契約について、支給材料に係る条文が誤って抹消されているほか、支給材料の受領書が受注者から提出されていない。今後は、内容を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。	(下水道課) 契約事務に当たっては、事務処理マニュアル等について再確認し、起案者はもとより決裁過程においても内容を十分精査し適正な事務処理に努めていくことを確認しました。

その他、少しの注意をもって点検や確認を行えば正せる誤り等については、所属長に対し口頭により指導を行った。

なお、令和5年度には、会計制度・契約事務に係るeラーニングや、入札・契約事務等に係る研修を実施されたほか、契約事務に係るマニュアル等の集約化、チェックツールの作成など、事務の適正化に向けて取り組まれているところである。今後ともチェック機能の強化、マニュアルの徹底や研修の充実を図り、市民に信頼される適正な財務事務の執行に努められたい。

監査報告（第2号）

1 監査の種類

随時監査（地方自治法第199条第5項）

2 監査の目的

綾部市監査基準に基づき、綾部市が発注する工事に関し、法令等に適合し、適正で合理的かつ効率的に執行されているか、また、当該工事の設計、施工等が適正に行われているかを主眼として実施する。

3 監査の対象

第1回は令和5年3月31日までに完成した工事から4件、第2回は令和6年1月上旬までに完成した工事の中から4件、計8件を選定し監査を実施した。対象工事は次のとおりである。

（1）第1回

① 里山交流研修センター整備工事（建築本体工事）

契 約 概 要		工 事 概 要
受 注 者	福岡建設株式会社	里山交流研修センター整備 建築面積 490 m ²
契約方法	公募型指名競争入札	幸喜山荘建物改修 改修面積 289 m ²
請負金額	195,835,200 円（税込）	上記に伴う建築工事及び機械設備工事
工 期	令和4年7月2日～令和5年3月28日	

② 里山交流研修センター整備工事（電気設備工事）

契 約 概 要		工 事 概 要
受 注 者	岡山電設株式会社	里山交流研修センター整備 建築面積 490 m ²
契約方法	条件付一般競争入札	幸喜山荘建物改修 改修面積 289 m ²
請負金額	33,620,070 円（税込）	上記に伴う電気設備工事 一式
工 期	令和4年6月28日～令和5年3月28日	

③ 綾部小学校屋内運動場改修工事（建築本体工事）

契 約 概 要		工 事 概 要		
受 注 者	株式会社福多電気商会	屋根改修工事	改修面積	734 m ²
契約方法	公募型指名競争入札	外壁改修	改修面積	1,248 m ²
請負金額	91,290,100 円（税込）	内装改修	改修面積	939 m ²
工 期	令和4年7月26日～令和5年2月19日			

④ 綾部小学校屋内運動場改修工事（電気設備工事）

契 約 概 要		工 事 概 要
受 注 者	株式会社ミシマ	照明器具及び誘導灯取替 124 個
契約方法	条件付一般競争入札	
請負金額	5,747,500 円（税込）	
工 期	令和4年7月26日～令和4年10月23日	

（2）第2回

①（仮称）駅北複合施設整備工事（建築本体工事）

契 約 概 要		工 事 概 要
受 注 者	福岡・八津合・平成監理特定建設 工事共同企業体	（仮称）駅北複合施設建設 鉄骨造2階建＋塔屋 延床面積 3,286.95 m ² 他附属建物 一式 上記に伴う建築工事及び機械設備工事、昇降 機設備工事 一式
契約方法	公募型指名競争入札	
請負金額	1,266,820,500 円（税込）	
工 期	令和4年9月22日～令和5年11月15日	

②（仮称）駅北複合施設整備工事（電気設備工事）

契 約 概 要		工 事 概 要
受 注 者	ヒフミ・丸仁特定建設工事共同 企業体	（仮称）駅北複合施設建設 鉄骨造2階建＋塔屋 延床面積 3,286.95 m ² 他附属建物 一式 上記に伴う電気設備工事 一式
契約方法	公募型指名競争入札	
請負金額	176,204,600 円（税込）	
工 期	令和4年9月22日～令和5年11月15日	

③（仮称）駅北複合施設整備工事（地域木材活用工事）

契 約 概 要		工 事 概 要
受 注 者	福岡・八津合・平成監理特定建設 工事共同企業体	地域木材活用木工事 一式 地域木材活用家具 一式
契約方法	単独随意契約	
請負金額	52,647,100 円（税込）	
工 期	令和5年6月10日～令和5年11月15日	

④（仮称）駅北複合施設整備工事（ヒアリンググループ設備設置工事）

契 約 概 要		工 事 概 要
受 注 者	ヒフミ・丸仁特定建設工事共同 企業体	ヒアリンググループ設備設置 一式
契約方法	単独随意契約	
請負金額	6,600,000 円（税込）	
工 期	令和5年9月9日～令和5年11月22日	

4 監査の期間

区 分	実施期間
第1回	令和5年5月 8日 ～ 令和5年6月 9日
第2回	令和6年1月31日 ～ 令和6年3月27日

5 監査の方法

対象工事に係る関係書類一式の提出を求めて、書類監査を実施するとともに、各所属長に対し聴取を行い、併せて現地確認を行った。

6 監査の項目

- (1) 入札・契約事務について
- (2) 工事施工（工程管理及び品質管理）状況について
- (3) 提出書類の整備について

7 監査の結果

書類監査及び現地確認において、おおむね適正に執行されていると認めた。ただし、次の事項については、所属長に対して指摘を行い、改善又は検討の上、適正な事務の執行に努めるよう指導した。

指摘事項	措置状況
里山交流研修センター整備工事 工事の変更について、工事打合簿が作成されておらず、協議内容や指示事項など経緯が確認できないものがあるほか、市の指示なく現場先行しているものがある。工事の変更については、施工状況を十分把握の上、関係者と調整を図られるとともに、工事打合簿による記録を徹底し、相互に確認できるよう書類整備に努められたい。	(観光交流課) 今後、工事の施工に当たっては、施工業者等関係者と十分に打合せや調整を行うとともに、指示事項については、発注者である市から施工業者へ行います。また、現場での打合せ事項についても工事打合簿に記録し、経緯が確認できるように努めます。
(仮称) 駅北複合施設整備工事 建築本体工事に係る工事請負契約書について、支給材料に係る条文が誤って抹消されているほか、支給材料の受領書が受注者から提出されていない。今後は、内容を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。	(社会教育課) 指摘事項については、関係課や課内で課題を共有し、今後は、内容を十分確認し、適正な事務処理を行い、再発防止に努めます。

その他、少しの注意をもって点検や確認を行えば正せる誤り等については、所属長に対し口頭により指導を行った。

今後とも、チェック機能の強化、マニュアルの徹底、研修の充実を図るなど、市民に信頼される適正な事務の執行に努められたい。

監査報告（第3号）

1 監査の種類

行政監査（地方自治法第199条第2項）

2 監査の目的

綾部市監査基準に基づき、綾部市の事務の執行及び管理が、法令等に適合し、適正で合理的かつ効率的に行われているかを主眼として実施する。

3 監査の対象

（1）監査のテーマ

補助金等の交付事務について

（2）監査の範囲

歳出予算「18節：負担金補助及び交付金」から支出される補助金等のうち、次年度以降も交付が予定されているもの。ただし、次のものは、原則対象外とした。

- ア 国又は府の補助金等を主な財源としているもの
- イ 個人に対する補助、扶助費的な内容のもの
- ウ 補助金額が10万円未満のもの
- エ 公営企業会計への補助金

4 監査の期間

令和5年10月24日から令和6年3月27日まで

5 監査の方法

（1）事前調査

令和4年度及び令和5年度の補助金等について、調査票により次の内容を全所属に対し照会した結果、232件の回答があった。

- ア 補助金等の名称
- イ 根拠法令等の名称（条例、規則、要綱、内規等）
- ウ 補助等の目的
- エ 補助金等の種類（団体運営補助、事業費補助、施設整備補助、個人への補助等）
- オ 補助金等の交付先
- カ 補助金等の金額（予算科目、予算額、財源内訳等）
- キ 支払方法（概算払、完了後一括払、その他）
- ク 補助等の基準（算定方法、補助対象経費の規定等）
- ケ 開始時期（継続年数）
- コ 実績の確認状況

(2) 抽出調査

回答のあった232件のうち、前述の監査の範囲に該当する補助金等は、94件あり、そこから抽出した33件について、所管課から関係書類の提出を求めて書類監査を実施するとともに、所管課長に対し聴取を行った。抽出した補助金等は次のとおりである。

補助金名	所管課
団体事業補助金（総括）	財政課
共済組合事業補助金	職員課
地球市民の集い事業補助金	企画政策課
京都産業大学むすびわざプロジェクト in あやべ事業補助金	
自治会連合会補助金	市民協働課
コミュニティ事業補助金	
あいセンター運営委員会事業補助金	人権推進課
人権啓発推進事業補助金	
綾部市環境市民会議補助金	環境企画課
上林川を美しくする会補助金	環境保全課
資源回収補助金	
綾部地区保護観察協会補助金	社会福祉課
地域共生社会実現サポート事業補助金	こども支援課
乳幼児健全育成活動補助金	
重度身体障害者等移送サービス支援事業補助金	障害者支援課
地域共生社会実現サポート事業補助金	
老人クラブ補助金	高齢者支援課
地域福祉活動事業費補助金	
連合京都綾部地区協議会補助金	商工労政課
あやべ産業まつり実行委員会補助金	
市単費土地改良事業補助金	農政課
茶品評会出品奨励事業補助金	
クマ対策果樹等伐採事業補助金	林政課
農林漁業振興補助金（林業振興普及指導事業）	
水源の里集落活性化補助金	定住・地域政策課
あやべ3040成人式実行委員会補助金	
あやべ丹の国まつり実行委員会補助金	観光交流課
あやべ水無月まつり実行委員会補助金	
綾部市民合唱祭事業補助金	文化・スポーツ振興課
社会体育振興事業補助金	
ふるさとあやべ再発見教育推進事業補助金（小学校・中学校）	学校教育課
綾部市青少年育成連絡協議会補助金	社会教育課
綾部市人権教育推進連絡協議会補助金	

6 監査の着眼点

- (1) 補助金等に係る規則要綱等は、制度の目的に合致して整備されているか。
- (2) 補助金等交付事務は、規則要綱等に基づいて適正に執行されているか。
- (3) 補助金等は、交付目的を達成し、期待されている効果を発揮しているか。また、補助金等の交付団体に対する指導・監督は、適切に行われているか。

7 監査の結果

(1) 規則要綱等の整備について

綾部市における補助金については、綾部市団体事業補助金等交付規則、個別に制定された補助金交付規則又は要綱等に基づき交付が行われている。

綾部市団体事業補助金等交付規則は、補助金等に関する事務の適正な運用を図るため、補助金等の交付について必要な事項を定めるものであり、最低限の交付事務手続きを定めて運用しているとのことであるが、地方自治法第232条の2の規定（普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。）に鑑み、更に補助事業者の責務や事業遂行等の命令、財産処分の制限等の規定の必要性についても検討されたい。

また、事業費補助（イベント補助、施設整備補助含む。）としているものについては、交付の目的、交付要件、補助対象経費等を明確にするためにも個別の補助基準を示す要綱等の整備について検討されたい。

(2) 補助金等交付事務の適正性について

補助金等交付事務は、綾部市団体事業補助金等交付規則、個別に制定された補助金交付規則又は要綱等及び綾部市会計規則により執行されているが、次の事項について、事務処理や提出書類の不備が見受けられた。今後は、適正な事務の執行に努められたい。

ア 補助金等の交付決定に係る決裁において、綾部市会計規則第20条協議が行われていないものがあつた。正確な事務処理に努められたい。

イ 補助金等の概算交付を行っているが、当該補助金交付要綱に概算払いの規定がないものがあつた。概算交付を行う場合は、事務処理の方法や必要な書類等について明らかにされたい。

ウ 所管課の内規で定めた補助金額を超えた交付をしているものがあつた。必要に応じて改正するなど公正な内規の運用に努められたい。

エ 交付団体から提出された交付申請や実績報告に係る書類について、様式の間違いや添付書類の漏れ、記載内容の不備等が散見された。提出された書類は内容を十分精査の上、受理されたい。

(3) 補助金の効果の検証、交付団体への指導・監督について

補助金は、公益上の必要性を根拠に交付するものであり、実績報告等により交付目的が達成できているかの効果検証を行う必要がある。また、交付団体から他の団体へ補助（再補助）する事例も見受けられるが、再補助先で補助金の目的に沿った使い方

がされているかの確認も必要である。さらに、補助金は当年度の経費を補助するものであることから、繰越金の多い事業については、余剰金があれば精算することや、繰越しが必要な団体にあつてはその具体的な計画を把握するなど、交付団体に対する指導・監督に努められたい。

(4) むすび

前年度の定期監査で、補助金等交付事務において、支出基準や交付対象が不明確なもの、提出書類の記載が適正でないもの、精査されていないもの等が散見され、改善を求めたところであるが、今年度は、市の補助金等の実態を把握し、今後の補助金等交付事務の適正な執行に資することを目的として、行政監査を実施した。実施に当たっては、全所属に事前調査を行い、回答のあった232件のうち、監査の範囲に該当する94件から33件を抽出し監査を行ったもので、着眼点ごとの監査の結果は前述のとおりである。

補助金等は、市の施策目標を効率的かつ効果的に達成するための一つの手段であるが、市税等の貴重な財源をもって賄われるものであり、公正な執行が求められる。そのため、補助金等の交付目的、基準を明確に示し、交付団体等が適切に事務事業を実施しているかを注視し、その効果検証を行うことが必要である。

今後も、第6次綾部市総合計画の実現と市政の発展、市民生活の向上を図る上で、補助金等の果たす役割や効果は大きく、市民とともにきめ細やかな事業実施を目指し、オールあやべでの取組を更に進めるためにも、補助金等の事業執行について、市民に対する説明責任を果たすとともに、適正な事務処理に留意され、更に実効性のある補助金等となるよう取り組まれることを期待する。

監査報告（第４号）

1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第１９９条第７項）

2 監査の目的

綾部市監査基準に基づき、綾部市が財政的な援助等を行っている団体に対し、公金がその目的を達成するために、適正で合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施する。

3 監査の対象

- （１）対象の団体 一般社団法人 京都府北部地域連携都市圏振興社綾部地域本部
- （２）団体の種類 補助金交付団体、指定管理者
- （３）公金の種類 観光及び文化事業補助金（団体事業補助金）
あやべ観光案内所指定管理料
- （４）所 管 課 観光交流課

4 監査の期間

令和６年１月３１日から令和６年３月２７日まで

5 監査の方法

事業計画書、予算書、決算諸表及び関係諸帳簿等と、補助金交付並びに指定管理に係る一連の書類の提出を求めて書類監査を実施するとともに、対象団体の職員、所管課の課長に対し聴取を行った。

6 監査の着眼点

（１）補助金

ア 補助金交付団体

- （ア）団体の諸帳簿と市へ提出した補助金交付に係る書類は、符合するか。
- （イ）交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は、適時に行われているか。
- （ウ）事業は、計画及び交付条件に従い実施され、十分効果が上げられているか。
- （エ）補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- （オ）補助金に係る収支の会計経理は適正か。

イ 所管課

- （ア）補助金の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。
- （イ）補助金の決定は、法令等に適合しているか。
- （ウ）補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- （エ）補助金の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。

(オ) 団体への指導監督は、適切に行われているか。

(2) 指定管理料

ア 指定管理者

(ア) 施設は、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。

(イ) 協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。

(ウ) 法定点検が必要な施設、設備等は、適切に点検が行われているか。

(エ) 利用料金の収納は、適正に行われているか。

(オ) 管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

イ 所管課

(ア) 指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。

(イ) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

(ウ) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

(エ) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

(オ) 事業報告書の点検は、適切になされているか。

7 団体の概要

昭和47年9月1日に綾部市観光協会として設立、平成27年4月1日に一般社団法人となり、平成29年1月1日に一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社綾部地域本部に組織変更され、現在に至る。設立当初から綾部市の観光施策の中核的な役割を担い、近年は京都府北部地域連携都市圏の一員として海の京都、森の京都事業と連携する中で、広域エリアでの観光振興事業の推進及び観光宣伝事業の充実等に取り組まれている。

8 公金の概要

(1) 観光及び文化事業補助金（団体事業補助金）

団体が実施する観光及び文化事業に対して、綾部市団体事業補助金等交付規則に基づき補助金を交付するもので、令和4年度は3,381,000円を交付している。また、令和5年度は3,939,000円を交付決定している。

(2) あやべ観光案内所指定管理料

綾部市の観光情報の提供や地域特産品等の紹介、観光客等の休憩及び交流の場の提供を目的として設置されたあやべ観光案内所について、指定管理者制度により施設の管理業務を委託しているもので、令和4年度の指定管理料は13,047,985円となっている。また、令和5年度の指定管理料は令和5年4月1日付けの年度協定で12,896,400円となっている。

9 監査の結果

(1) 一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社綾部地域本部

補助金は、目的に沿い適正に執行されていると認めた。また、施設は、適正に管理されており、指定管理料は適正に執行されていると認めた。

今後も、各関係機関等と連絡調整を図り、観光施策の推進に精力的に取り組まれることを期待する。

(2) 観光交流課

所管課における事務の執行について、次の事項について所属長に対して指摘を行い、改善又は検討の上、適正な事務の執行に努めるよう指導した。

指摘事項	措置状況
(あやべ観光案内所指定管理料) 指定管理に係る基本協定書について、条文の引用に誤りがある。今後は、内容を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。	(観光交流課) 協定書中の誤りについて、直ちに受注者と調整し協定書の訂正を行いました。また、課内で指摘事項を共有し、決裁時におけるチェックの徹底を図ることで再発防止に努めます。

今後も、補助金の目的を達成するため適正な交付事務に努められるとともに、効率的な施設管理について、的確な指導を行われたい。